環境影響評価法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十三年四月十四日

参

議

院

環

境

委

会

政府は、 本法の施行に当たり、 次の事項につい て適切な措置を講ずべきである。

免許等を行う者等は、 審査 等 を行うに 際 して は、 環 境 大 臣 の 意見 を 反映させるよう努めるとともに、 そ

ഗ

反映結果を

公表すること。

を を待つことなく、環境影響評価制 く、不断に見直しを行価制度全般に関して、 を行い、適宜適切に制度の改善して、その実施状況を見ながら、 を図ること。 見直しに係る検討条項に規定する検討時期

か 5 本法 適 切 の な環 施行前 境 配 に 慮がなされるよう指導すること。 環境影響評 価が行 わ れる事業につ しし て も、 本 法 の 趣 旨 を踏 ま え、 事 業 の より 早 期 の 段 階

四、 じ ;響評価の適用除外対象となる事業においても、環境に対する平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災の災害復旧 ること。 影響 に 向けて、 を 最 小化するために、適切、法第五十二条第二項 な措と る 環 境 を 講

右決議する。